

# 仕 様 書

- 1 件 名 液体及び気体ヘリウムの買入れ（単価契約）
- 2 履行期間 2018（平成31）年4月1日から2019（平成32）年3月31日まで
- 3 納入場所 東京都八王子市南大沢1-1  
首都大学東京 南大沢キャンパス 8号館  
（都市教養学部（理工学系）のうち、物理学コース・化学コース・  
生命科学コース・電気電子工学コース）  
（理学部のうち、物理学科、化学科、生命科学科）

## 4 納入条件

（1）液体ヘリウムの純度は、99.997%以上であり、不純物含有量は下記のとおりであること。

酸	素	2.0 ppm以下		
窒	素	8.0 ppm以下		
一酸化炭素+炭酸ガス		1.0 ppm以下		
炭	化	水	素	0.5 ppm以下
そ	の	他		10.5 ppm以下
露	点			-70℃以下

（2）気体ヘリウムの純度は、99.995%以上であり、不純物含有量は下記のとおりであること。

酸	素	5.0 ppm以下			
窒	素	20.0 ppm以下			
一	酸	化	炭	素	1.0 ppm以下
二	酸	化	炭	素	5.0 ppm以下
T	H	C			1.0 ppm以下
そ	の	他			10.5 ppm以下
露	点				-65℃以下

（3）原則として毎週1回定期的に納入するものとし、納入曜日などは、都市教養学部（理工学系）、理学部のヘリウム担当教員との協議により定める。発注は週1度、電話及びファクシミリで連絡を行うこととする。

（4）原則として液体ヘリウムの1回の納入量は30ℓ以上とする。使用する容器については、使用者の希望に応じ、30ℓ、60ℓ又は100ℓ容器を用いる。使用する容器のサイズは、発注時に連絡を行う。

（5）原則として気体ヘリウムの1回の納入量は、7m<sup>3</sup>ガスボンベ1本以上とする。

（6）容器は納入会社側で用意するものとし、そのまま納品を行う。空になった容器は次回納品時に回収を行う。

- (7) 納入された液体ヘリウムの量は搬入時の計量（液体ヘリウムの液面の高さを計測）によって決め、搬入時に消失した分は代金に含まないものとする。
- (8) 本法人担当者及びその代理人立会いのもと納入すること。
- (9) 納入に当たっては、本学構内の施設等を損傷しないよう十分注意して行うこと。万一、損傷した場合は、速やかに報告の上、受注者の負担で原形に復旧すること。復旧方法については、本学の指示に従うこと。
- (10) その他不明な点は、都市教養学部（理工学系）、理学部のヘリウム担当教員との協議により定める。

5 契約方法 単価契約とする。

6 予定数量 液体ヘリウム 2,000ℓ、および気体ヘリウムボンベ20本(1本あたり7m<sup>3</sup>)  
数量については予定数量であり、契約満了時に発注数量がこれに満たない場合であっても、契約期間の満了をもってこの契約は終了する。また、契約期間内において全ての数量が予定数量に達したときは、契約期間の満了を待たずに、その時点で契約を打ち切るものとする。なお、いずれの場合であっても、受注者は異議を主張できないものとする。

7 支払方法 納入実績による毎月の継続支払とする。ただし、適正な請求書が提出されてから60日以内に支払うものとする。

消費税の金額は、この契約の締結時に適用される法令上の税率に基づき算定されたものである。法令の改正に基づく税率の変更等により消費税の算定方法に変更が生じた場合は、当該変更後の算定方法に基づく消費税額を適用した金額へ契約変更を行った上で支払いを行うものとする。

8 その他

環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

9 担当者 公立大学法人首都大学東京  
首都大学東京管理部理系管理課会計係 山田 有紀  
TEL : 042-677-1111（内線3030）